



幸手市議会議員  
**本田ようこ**

〒340-0164  
幸手市香日向3-10-16  
TEL: 080-5137-4539

# 幸せの手

発行：本田ようこ後援会

## 一般質問報告

### さあ避難です。ところでどの避難所へ行けばいいのでしょうか…

**Q:** 避難において、自宅避難と避難所避難の線引きは？

**A:** 自宅が安全な場合在宅避難、車中泊、親族・知人宅への避難、宿泊施設の利用等。一方、住宅倒壊や浸水の危険や自宅での生活継続が難しい場合には、指定避難所への避難となります

**Q:** 避難行動についての市民への周知は？

**A:** 在宅避難や車中泊避難を含む多様な避難行動について、今後も周知を図ります。



### 【本田は思う】

その時の災害により、避難先は方法は変わってきます。自宅での生活継続が難しい場合には、指定避難所への避難となりますが、そこではプライベートスペースはないことをご理解ください。

## 議会報告

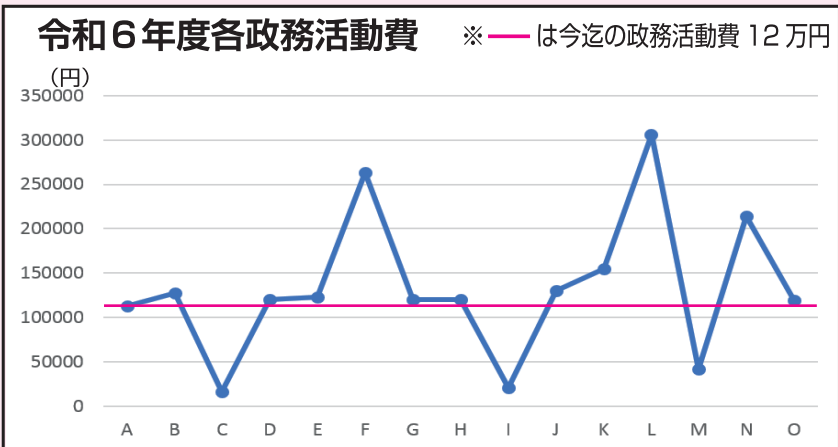
### えっ!! 議員の活動費(政務活動費)が3倍に? → 可決

**360万円**  
の増額

#### ■ 会議案第1号 幸手市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

内容：市議会議員1人の政務活動費年12万円を36万円にする⇒15人分、180万円→540万円

令和6年度の状況は下記の通りです。



**賛成：**高野議員・小泉議員・芦葉議員・宮澤議員  
四本議員・坂本議員・木村議員・松田議員  
小河原議員・藤沼議員

**反対：**小林議員・枝久保議員・本田議員・大平議員

※議員名の ■ 色は賛成、反対各討論者

● 市民のみなさまはどう思われますか。

私たち議員の仕事は、市民のために「働く」ことだと思っております。「はたらくは、はた(まわり)を楽にする」ことだと聞きました。

現在、はたは楽になっていません。

市民の目線がわからない議員、残念です。

■ そこで本田ようこは「**反対討論**」をしました。内容は下記のとおりです。

#### 1. 時期尚早で環境が整っていない。

第三者機関である特別職報酬等審議会で見解を求めたり、特別委員会で協議、また、政務活動費使途基準の整備や見直しを先に進めるべきだったのでは。

#### 2. 年12万円をなぜ3倍の36万円にしたのか根拠が見当たらない。

幸手市議会政務活動費の交付に関する条例第4条には、政務活動費は、…市政に繁栄させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に対して交付する。増額されるであろう360万円は、紛れもない市民の「血税」です。すべてが高騰しているこの時期だからこそ、市民の身近な民生や福祉、教育のため使われるべきではないでしょうか。市民のための予算計上を望むのが本意だと思います。

#### 3. この政務活動費の協議が議員全員ではなく、ある多数の議員で決め、議案となってしまったこと。

今後この議案が可決された場合は、必ず政務調査費の収支報告書等のインターネット公開と活動費による効果の検証として、議会報告会で市民に知らせることを望みます。

※討論はインターネット中継(録画)で、ご確認ください。

# 令和 8 年第 1 回定例会最終日に突然出された「議員派遣の件」

## 内容

約 45 万円

目的・・・議会広報に係る先進地視察

派遣場所・長野県下諏訪町・御代田町

期間・・・令和 8 年 4 月 21 日（火）から  
// 4 月 22 日（水）まで

派遣議員・議会広報編集委員会委員 9 名  
高野委員・小泉委員・芦葉委員  
宮澤委員・四本委員・木村委員  
松田委員・小河原委員・青木委員

■ 4 月 13 日に議長・副議長宛に文書質問書を提出。  
内容は、次の通りです。

1. 今までに議会広報編集委員会として、視察研修が行われたことがあるのか。
2. 議会閉会中に、議会広報編集委員会は開催されていたが、閉会中の継続審査の申し出はなぜなされなかったのか。
3. 議会広報編集委員会は、議会全員協議会で決定した申し合わせによる任意の委員会であると認識し、法令・条例などにより設置された 3 常任委員会、議会運営委員会、特別委員会とは全く異なるものです。そのことについての見解は。
4. 通常の議会派遣については、委員会で継続審査の申し出を行い、特定事件の調査の申し出が順序だと思いますが、議員派遣のみを求めるだけでは出来ないのでは。
5. 視察研修について、総務常任委員会や議会運営委員会で議会広報の調査をするという手続きを取れば、当然、正規の議会派遣が可能になると考えます。また、現在の任意の委員会であれば、今回 3 倍に値上げした各議員の政務活動費を使用して視察研修を行えば、議会の議決も必要なく、いつでも可能と思われませんが見解を。

### ここが重要

■ 幸手市議会委員会条例において示されているのは、総務常任委員会・文教厚生常任委員会・建設経済常任委員会の 3 常任委員会と、議会運営委員会、特別委員会だけです。よって議会広報編集委員会は任意の団体となります。（地方自治法第 109 条、幸手市議会会議規則第 96、97 条）

■ 任意の団体には視察研修の予算はつきません。（地方自治法第 138 条の 4 第 3 項）

■ 議員派遣が知らされた定例会最終日は、その予算がまだ採決されない状況で、次年度の派遣申請が出てくるとは如何なものでしょうか。

■ また、閉会中の継続審査の申し出がないので随行を予定している職員 3 名は確実に随行できません。（地方自治法第 109 条第 8 項）

★上記の文書質問書の回答は 4 月 20 日までに致しました。視察研修を実行したか否かは、現時点では分かりません。しかし、その回答については次回の本田ようこ通信「幸せの手」で公開することをお約束致します。

## 同様に最終日に、突然の「暫時休憩」が 2 回、合計 2 時間 35 分

換算すると約 20 万円

午前の議案第 9 号の委員長報告に対しての本田議員の質疑で 1 時間。午後の会議案第 1 号の枝久保議員の討論に対し 1 時間 35 分の暫時休憩。合計 2 時間 35 分。

この時間、市長を始め教育長、各部長、担当課長らが、手を止めて開会を待っているのです。

これを 20 人の部課長の拘束時間として換算すると、およそ 20 万円の人件費が「暫時休憩」に使われていることとなります。前回の定例会でも同様なことがありました。どうして時間がかかるのか、理解できません。



私たち地方議会議員の職務は、地方自治法などの法令や自治体が制定した条例という明確なルールに基づいています。先輩からもよく言われました。私もその都度見直しの毎日です。何でもありは有り得ません。そして「市民の血税」だからこそ、無駄使いは許せません。

